

学校経営の方針と重点目標

篠山市立丹南中学校

1 学校経営の基本

日本国憲法、教育基本法をはじめとする関係諸法規、県・市教育委員会の方針をふまえ、教育基本法に規定された教育の目的、目標の実現をめざした学校経営を行う。

2 教育目標

〔校訓〕

「 **立志 ・ 琢磨 ・ 愛郷** 」

〔学校教育目標〕

確かな学力をもち、自己実現に向かうころ豊かな生徒の育成

3 めざす学校像

- (1) すべての生徒が自ら学び、自ら考え、いきいきと活動する学校
- (2) 生徒の健康や安全を守り、危機に的確に対応し、自己安全管理ができる生徒を育てる学校
- (3) 保護者や地域に信頼され、家庭や地域と協力して生徒を育てる学校

4 もとめる生徒像

- (知) 進んで学ぶ生徒
- (徳) 互いに認め合い、高め合う生徒
- (体) 最後まで粘り強くやりぬく生徒

5 めざす教師像

- (1) 教育公務員としての使命と責任を自覚し、組織ネットワークで物事に取り組む教師
- (2) 生徒との人間的なふれあいを大切にして、生徒の自主性・自立性を伸ばすための支援・指導に努める教師
- (3) 専門性を磨き、指導力や授業力を高めるために、自己研鑽に励む教師

6 学年の目標

○1年生 「スクラム」～104の笑顔～

○2年生 「認め合い、やってみて、高め合おう！」

○3年生 「^{がんば}顔晴る=かっこいい」～最後に笑えるように！～

7 学校経営の方針

〔基本方針〕

(1) 人間尊重・信頼関係

生命及び人権尊重の精神を基盤に、生徒・職員相互の信頼関係に基づく教育活動を推進する。

(2) 組織・協働

組織ネットワークを構築し、個の味を活かして目標達成を目指す。

(3) 魅力ある学校

「自己安全管理」「笑って リセット」の元、楽しい授業・楽しい学校生活を目指し、創意工夫と情熱をもって教育活動を実践する。

〔研究課題〕（H29年度のものを掲示している）

- (1) 「教えてもらう学びから、自ら求め探っていく学びへの転換」
～教え込む授業から、気づかせ・支援する授業の創造～
（平成29年度 篠山市教育委員会指定事業）
- (2) 「小・中学校9年間の円滑な接続を図るために」

8 重点目標

～ すべての生徒が自ら学び、自ら考え、いきいきと活動する学校 ～

- (1) 「確かな学力」を育てる学習指導の充実
 - ・ 自ら学ぶことの意義や学習の必要性を自らの生き方と関連させて考えさせる。
 - ・ 授業規律を高める。
 - ・ 次時に繋がる宿題等、宿題の内容を工夫し、家庭学習の内容の充実を図る。
 - ・ 予習を中心とした授業デザインを工夫し、自ら学ぶ意欲を高める。
 - ・ 個に応じたきめ細かな指導を実施する。（特別支援教育、新学習システムと児童生徒支援の充実）
 - ・ 自立して自己の進路が歩める学習指導を展開する。（高校リタイアゼロを目指す進路学習）
 - ・ 信頼性や客観性のある評価・評定方法を行う。
- (2) 自尊感情と社会性・実行力を向上させる生徒指導の推進
 - ・ 人権尊重を基盤に、存在感や成就感を大切にした指導を徹底する。
（生徒とのふれあい、居場所づくり、こころよい集団づくり）
 - ・ 全教職員で取り組む生徒指導体制を確立する。（共通理解と組織ワーク）
 - ・ 保護者との連携・協働を重視する。（家庭訪問、家庭連絡、教育相談）
 - ・ いじめなど命や人権に関わる問題、法に触れる行為に対しては、毅然とした指導を行う。
 - ・ 地域や関係機関との連携・協働を図る。（ケース会議・連絡会等）
 - ・ 教育相談（活動）を展開する。（定期相談等、スクールカウンセラーの活用と連携）
- (3) 美しく、活気に満ちた魅力ある学校づくり
 - ・ 生徒会活動を推進し、自治能力や主体性、積極性を育む。
 - ・ 清掃活動や奉仕活動に力いっぱい取り組ませ、自己能力を高める。
 - ・ 明るく、さわやかなあいさつを交わし、こころの通い合うこころよい集団を育む。
 - ・ 部活動を通して心身を鍛え、豊かな情操を育み、望ましい人間関係を構築し、心身共に逞しい生徒の育成を図る。

～ 生徒の健康や安全を守り、危機的的確に対応し、自己安全管理ができる生徒を育てる学校 ～

- (4) 道徳教育と人権教育を中核とした「命を大切にする心の教育」の推進
 - ・ 「生命を尊ぶ心」「思いやりの心」「自立の精神」「公德心」などを培い、自他の生活を高めようとする意欲や態度を育成する。
 - ・ 特別支援教育等を通して、望ましい人間関係づくりや自他を高めようとする態度を育む。
 - ・ 人間尊重の精神を基盤に、学校教育活動全体および家庭や地域と連携・協働して、道徳的実践力を高める。
 - ・ 規範意識や情報モラル、交通マナーの向上など、社会性やモラルの向上を図る。
- (5) 健康教育の推進と望ましい生活習慣の確立
 - ・ 食育や眠育を推進し、歯みがき習慣など中学生期に望ましい生活習慣を育成する。
 - ・ 喫煙防止教育、薬物乱用防止教育、性教育などに、発達段階に応じて取り組む。
 - ・ 感染症や熱中症などには、（関係機関と連携し）組織的に対応し予防に努める。
 - ・ 笑顔づくりと心のリセットを奨励し、心の安定に繋げる。
- (6) 防災及び安全教育の充実
 - ・ 訓練や啓発、授業を通じて、危険予知能力や危機回避能力を高める。
 - ・ 安全点検活動を計画的に行い、事故防止に努めるとともに、関連機関と連携を図る。

- ・ 防災及び安全等に関わるマニュアルの共通理解を図り、これに即した訓練を実施する。
- ・ 保護者や地域を含む防災防犯体制を確立するとともに、啓発に努める。

～ 保護者や地域と連携・協働し、自立した生徒を育てる学校 ～

(7) 開かれた学校づくりの推進

- ・ 学校ホームページ及び各種通信の充実により、必要な情報を効率的に発信する。
- ・ オープンスクール（体育大会・文化祭等を含む）や地域へ出かける活動、関係機関との連携等を通して、学校理解を進める。
- ・ ゲストティチャー等地域の持つ教育力を取り入れ、地域と共に生徒の育成を図る。
- ・ 学校評価を計画的に推進し、PDCAサイクルにより教育活動を推進する。

(8) 小中及び地域や関係機関との連携の推進

- ・ 授業研究等の連携を通じて、小学校から中学校の9年間の円滑な接続を図る。
- ・ 教職員の指導力や授業力の向上を図る。